（報道解禁 11/2）

資 料 提 供

令和８年 10 月 30 日
茨城県土木部監理課建設業担当
（担当　川﨑　029-301-4332）

適正な労務費を確保するための調査の実施について

建設業では担い手の減少と高齢化が深刻な課題となっており、建設業が若い世代に選ばれる産業となるためには賃上げによる処遇改善が必要であり、建設業者が賃上げの原資となる労務費を適正に確保できるようにすることが不可欠です。

このため、茨城県では、公共工事・民間工事を問わず、契約段階において適正な労務費を確保するとともに、個々の技能者への適正な賃金の行き渡りを図るため、実態調査を実施します。

これまでは、適正な労務費の水準が明らかでなく、労務費が現場まで行き渡りにくい状況がありましたが、令和７年 12 月施行の改正建設業法により、「労務費に関する基準」に基づく適正な労務費が、受発注者間、元請・下請間、下請間の全ての契約段階において確保され、賃金として支払われる新たな取引ルールが導入されました。

これを踏まえ、茨城県では、新たな取引ルールに基づく適正な労務費の確保と行き渡りの実効性を確保するため、以下の取組を推進します。

１　公共工事（県土木部発注工事）

○　労務費ダンピング調査の試行

- ダンピング対策を強化するため、令和８年 11 月１日以降、土木部発注の４千万円以上の建設工事を対象として、調査基準価格又は最低制限価格以上であっても、入札金額内訳書の直接工事費が一定水準（官積算の直接工事費の 97%）を下回った場合、適正な労務費が確保されているかどうか、落札候補者に理由書の提出を求め、各発注者が確認（理由の合理性の如何によらず契約は締結）。
- その結果、合理的な回答が得られない場合は、必要に応じて建設業法に基づく調査（立入・帳簿等）等を実施。
- 違法性が確認された場合、必要に応じて建設業法に基づき指導・監督等を実施。

なお、開始初年度の試行的取組であり、規模の大きい工事を対象に実施し、来年度以降の本格実施に向け、調査手法の検証・検討を進めてまいります。

２　民間工事

○　適正労務費調査

- 令和８年 10 月以降、既に「労務費の基準値」が定められているとび・鉄筋・型枠の専門工事業者団体を対象に、調査への協力を依頼し、国が示した建設工事の適正な労務費の目安（労務費の基準値）と実際の見積額を比較し、乖離の状況を調査。
- 併せて、各専門工事業の取引の実情を把握し、新たな取引ルールへの移行を周知啓発。
- 違法性が確認された場合、必要に応じて建設業法に基づき指導・監督等を実施。

なお、調査の知見を踏まえて、職種の拡大を検討します。

労務費ダンピング調査について

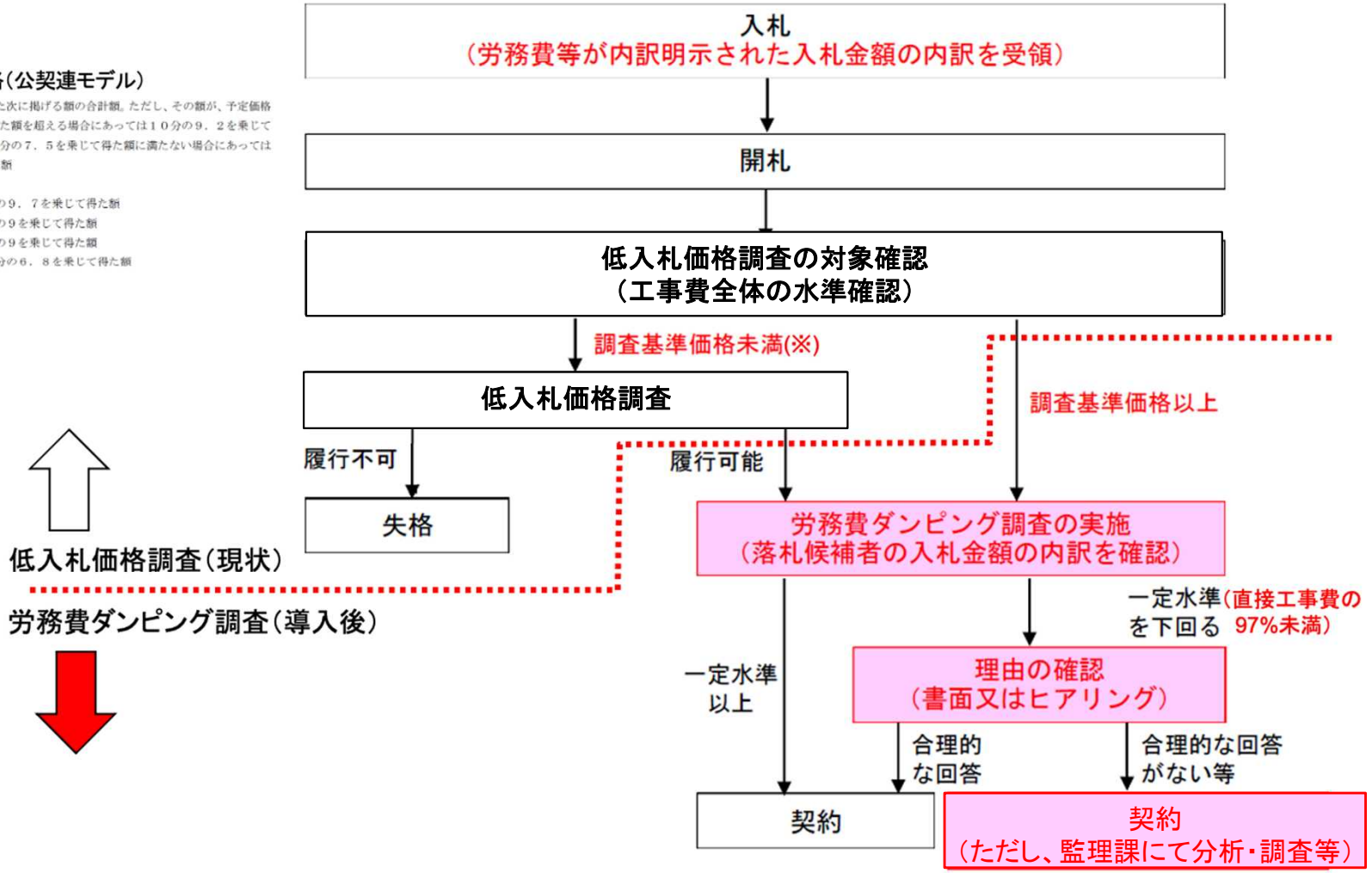
土木部発注の４千万円以上（土木一式工事の場合S・Aランク）の建設工事を対象として、調査を試行（１１月１日以降入札公告等の案件から）
・直接工事費の９７％を下回った場合、労務費が確保されないおそれがあるため、落札候補者に理由書の提出を求める。
・理由書を各発注者が確認。（合理性の如何によらず契約）
・調査対象となった案件については、監理課にて情報を集約し、分析及び調査等を実施。

【労務費ダンピング調査の流れ】

（※）調査基準価格（公契連モデル）

１ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては１０分の７．５を乗じて得た額

① 直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額
④ 一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額



新たなルールの概要

適正な労務費を確保し、適正な賃金支払いを行うため、「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

●建設業者に対し、適正な賃金支払い等の労働者の適正な処遇確保を努力義務化（建設業法第25条の27）

●中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告し、適正な労務費を提示（同法第34条第２項）

●適正な労務費は公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。

適正な労務費＝労務単価（円／人日（８時間））×歩掛（人日／単位当たり施工量）

●適正な労務費等に比べ著しく低い労務費等※による見積りや見積り変更依頼を禁止（同法第20条第２項、第６項）

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

●総価として原価に満たない金額による契約締結を受注者にも禁止（同法第19条の３第２項）

労務費に関する基準（令和７年１２月２日　中央建設業審議会決定）

